

万一事故が起こった場合は

①負傷者の救護を最優先！

事故によってケガをされた方がいる場合は救急車への連絡、応急処置、病院への搬送等できるだけの救護を！

②路上や工事現場などでの続発事故防止

- 交通事故が発生した場合、続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動する。
- 工事現場内等での物損事故は、損害が拡大しないよう応急処置をしてください。

③警察への事故届けを！

- 事故の場合必ず警察へ届け出てください。
(人身事故の場合は人身扱いの届け出が必要)
- 道路上の交通事故は人身事故・物損事故とも警察への届け出が義務づけられています。

④ただちに当社までご連絡を！

- 事故の大小にかかわらず事故の内容についてご連絡ください。
 1. 事故発生当時
 2. 事故発生場所
 3. 運転者・会社名・連絡先（住所・電話番号）・事故車両・機械の登録番号・損害の内容及び程度
 4. 事故の状況
 5. 相手の氏名・連絡先（住所・電話番号）・会社名等
 - 人身事故…ケガの内容、病院名、電話番号等
 - 物損事故…被害物の名称、登録番号、損害内容、修理業者等

注意事項

- ※盗難事故の場合、警察が「盗難事故」として扱っていることがサポートの条件です。
「紛失・置忘れ」などの場合はサポート対象外となります。
- ※過失割合に関係なく、発生した事故についての免責金をご負担となります。
- ※賠償責任補償において、お客様が「現場保険、賠償責任保険等契約」をされている場合、事故発生時はそちらの保険を優先して適用させていただきます。
- ※事故報告が遅延しますと補償金のお支払いができない場合があります。
その他詳細につきましては、弊社営業所にお問い合わせください。
- ※トヨースギウエ総合サポート制度の内容につきましては、予告なく変更する場合がございます。詳しくは下記営業所へお問合せください。



トヨースギウエ株式会社

本社管理部 TEL087-867-3128

香川支社

高松営業所
高松中央営業グループ TEL087-847-7575
高松東営業グループ TEL0879-26-9002
高松西営業グループ TEL087-885-8081
高松サービスセンター TEL087-899-1666
西讃営業所
宇多津営業グループ TEL0877-49-8521
観音寺営業グループ TEL0875-25-1551
西讃サービスセンター TEL0877-32-5265

愛媛支社

松山営業所
北営業グループ TEL089-978-1346
南営業グループ TEL089-960-7788
松山サービスセンター TEL089-978-1346
今治営業所 TEL0898-35-1900
宇和島営業所 TEL0895-22-6469

■販売促進部 TEL087-815-2020

■広域営業部 TEL087-815-9788

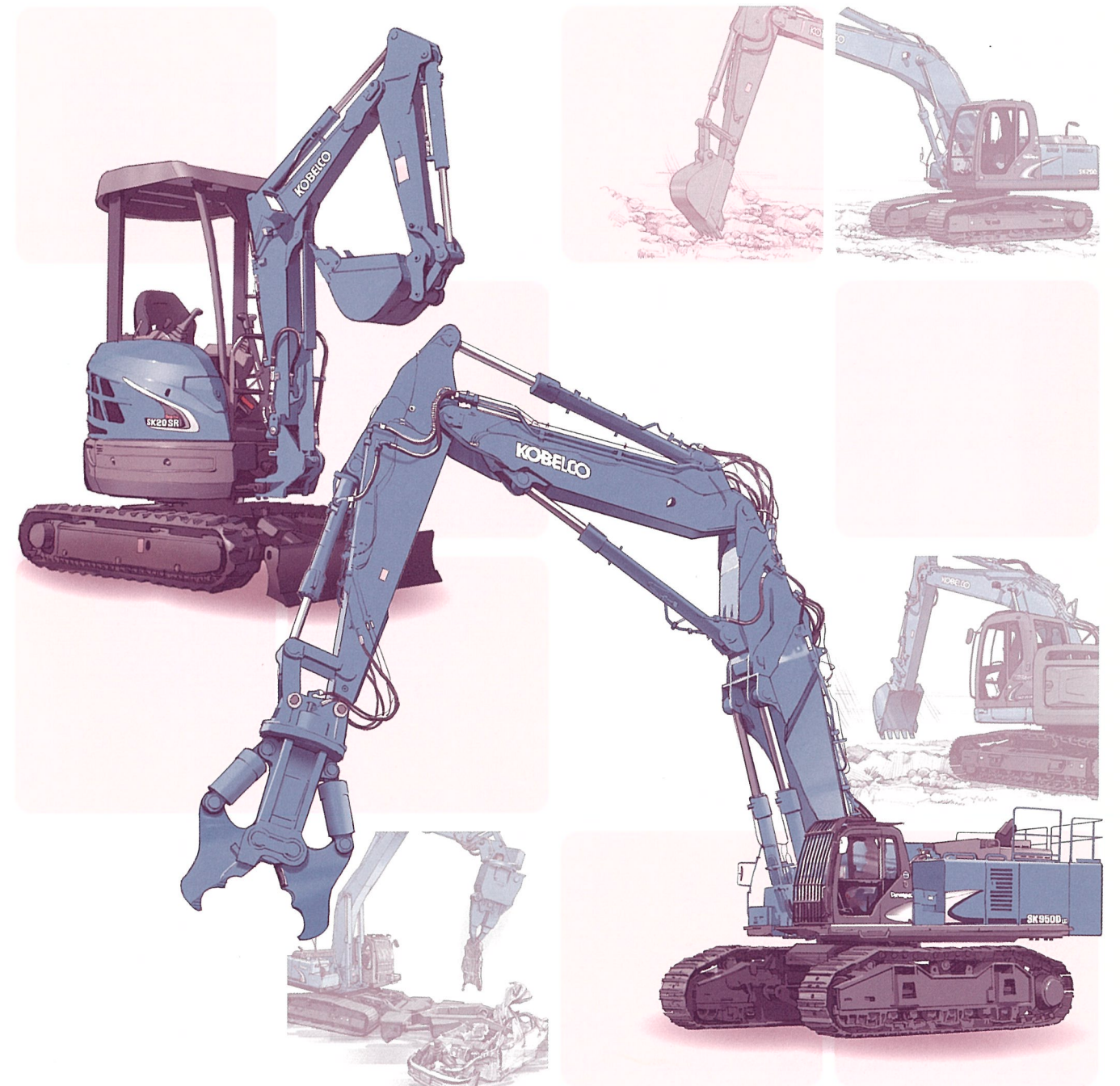
高知支社

高知営業所 TEL088-865-2212
いのグループ TEL088-850-4100
高知サービスセンター TEL088-865-2211
宿毛営業所 TEL0880-66-1146

■仮設レンタル部

松山オクトグループ TEL089-993-7148
西条オクトグループ TEL0897-47-5291
西予オクトグループ TEL0894-62-4661
四万十センター TEL0880-37-2730

総合サポート制度 のご案内



トヨースギウエ株式会社

レンタル機械を安心してお使い頂く為に

もしもの時の

トヨスギウエ 総合サポート制度 で安心作業!

基本サポート内容	サポート範囲	お客様御負担金	適用対象	サポート対象となる事故例	サポート対象とならない事故
動産総合サポート 建設機械・器具の     (台風・洪水) 	全 損 時価額 部分損 認定額 (※1事故に対してのサポート範囲) 	1~40万円 (高所作業車・解体機・林業機については損害額の20%または、40万円のいずれか高い方) (全損については購入金額の30%)	自動車(ナンバー付)を除くすべての機械・器具 (サポート料日額表に記載の建設機械)	 動産サポート 建設機械の破損・曲損  動産サポート 建設機械の盗難 (警察への届け出が必要)   	■盗難発生後 60日以内に覚知できなかった場合 詐欺または横領された場合 置忘れ・紛失・不正行為引責損害 倒産時の取付騒ぎによる損害 警察へ盗難届のない損害 ■破損などで ●事故に係わる間接損害 (事故発生時の機械入替費用・代替機械レンタル料金・事故機械修理期間休業補償料や事故が原因により工期が延長になったための損害費用等) ●置き忘れ・紛失によって生じた損害 ●ガラス・工具類・潤滑油・燃料等の損害、パンク・ゴムクローラー・バケット・爪等の消耗品の損害 ●自然の消耗やサビ・カビ・変質・変色など管理ミス損害(エンジン焼付等) ●始業前点検を怠った使用による事故(オイル・冷却水・安全装置のチェックもれ等)・管理ミス損害 ●電氣的、機械的事故による損害(故障損害) ●メーカー等により定められた使用・保管方法に抵触したとみとめられる場合 ■その他 ●差し押さえ・散発・没収・破壊など国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害。 ●加入者や代理人などの故意または重大な過失による損害。 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波の損害。
賠償責任サポート 操作ミスによる第三者損害賠償の際のサポート	対 人 1名 1億円 1事故 3億円 対 物 1事故 2,000万円	10万円		 建設機械で第三者の財産を破損した。  建設機械で下請会社の従業員をケガさせた。  オペレーターが駐車中の乗用車を破損した。  A社のオペレーターがB社の従業員をケガさせた。	 ナンバー無し建機での公道走行中における賠償事故  公道中の事故  自分の所有・使用・管理物の損害 身内同志の事故(同僚間災害)  A社にレンタルした機械でA社の機械を破損した
自動車災害サポート ナンバー付きレンタル車輛	対 人 無制限 対 物 3,000万円(1名につき) 搭乗者 1,000万円 車 両 本体損害額	一事故10万円 但し自損事故又はお客様の過失割合が100%については、損害額の40%又は10万円のいずれか高い方をご負担いただきます。	高所作業車 ダンプカー クレーン付トラック トラック各種 散水車 レンタカー扱車両		●身内同志の事故(同僚間災害) ●事故相手の確認できない事故 ●警察への届出のない事故 ●無資格・無免許・酒酔い・麻薬等の運転による事故